

報告第 17 号

総務大臣の廃置分合告示について

総務大臣の廃置分合告示について別紙のとおり報告する。

平成17年5月19日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会長 小畑 元

○防衛庁告示第五十七号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成十七年四月八日
防衛庁長官 大野 功統

日時 平成十七年四月二十日及び同日二十一日
(予備、同月二十二日)の毎日〇六〇〇
から一九〇〇まで
区域 沖縄島東方の次の(ア)から(イ)までの四地点
を順次結んだ線及び(ウ)の地点と(エ)の地点
を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯二六度三分一四秒
東経二二八度一分五三秒
(イ) 北緯二七度〇六分一四秒
東経二二九度〇九分五二秒
(ウ) 北緯二七度〇六分一四秒
東経二二九度〇九分五二秒
(エ) 北緯二六度三分一四秒
東経二二八度一分五三秒

実施艦 自衛艦三隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在
しないこと、また、射撃海面に船舶
等が存在しないことを確認しながら実
施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗(夜間
は紅灯)を掲揚する。
三 前記区域の経緯度は、世界測地系の
数値である。

○防衛庁告示第五十八号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成十七年四月八日
防衛庁長官 大野 功統

日時 平成十七年四月二十日及び同日二十一日
(予備、同月二十二日)の毎日〇六〇〇
から一八〇〇まで
区域 沖縄島南方の次の(ア)から(イ)までの七地
点を順次結んだ線及び(ウ)の地点と(エ)の地
点を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯二五度四一分一五秒
東経二二八度五一分五三秒
(イ) 北緯二五度四八分三七秒
東経二二九度〇二分一九秒
(ウ) 北緯二五度四四一分一五秒
東経二二九度二五分五二秒
(エ) 北緯二五度四四一分一五秒
東経二二九度二五分五二秒
(オ) 北緯二五度四四一分一五秒
東経二二九度二五分五二秒
(カ) 北緯二五度四四一分一五秒
東経二二九度二五分五二秒
(キ) 北緯二五度四四一分一五秒
東経二二九度二五分五二秒
(ク) 北緯二五度四四一分一五秒
東経二二九度二五分五二秒

実施艦 自衛艦三隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在
しないこと、また、射撃海面に船舶
等が存在しないことを確認しながら実
施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗(夜間
は紅灯)を掲揚する。
三 前記区域の経緯度は、世界測地系の
数値である。

○防衛施設庁告示第四号
自衛隊法施行規則(昭和二十九年総理府令第四十号)第八十七条の規定に基づき、損失補償を行
うべき期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。
平成十七年四月八日
防衛施設庁長官 山中 昭栄

漁船の操業を制限し、又は禁止した
区域の名称
静内対空射撃水域
(北海道静内郡静内町字浦和地先
(平成十六年六月二十三日内閣府告
示第百六十八号))

損失補償を行うべき期間
平成十七年二月二十日から同
年四月十五日まで

損失補償申請書を提出すべき
時期
平成十七年四月十六日から同
年七月十五日まで

秋田県知事から届出があつたので、同条第六項の
規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年六月二十日からその効
力を生ずるものとする。
平成十七年四月八日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四百十九号
市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、由利郡仁賀保町、同郡
金浦町及び同郡桑島町を廃し、その区域をもって
にかほ市を設置する旨、秋田県知事から届出があ
つたので、同条第六項の規定に基づき、告示す
る。
右の処分は、平成十七年十月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年四月八日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四百二十号
市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、船井郡丹波町、同郡瑞
穂町及び同郡和知町を廃し、その区域をもって同
郡京丹波町を設置する旨、京都府知事から届出があ
つたので、同条第六項の規定に基づき、告示す
る。
右の処分は、平成十七年十月十一日からその効
力を生ずるものとする。
平成十七年四月八日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四百二十一号
市町村の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、浜田市、那賀郡金崎町、
同郡旭町、同郡弥栄村及び同郡三隅町を廃し、そ
の区域をもって浜田市を設置する旨、鳥根県知事
から届出があつたので、同条第六項の規定に基づ
き、告示する。
右の処分は、平成十七年十月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年四月八日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四百二十二号
市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、大田市、遼摩郡温泉津
町及び同郡仁摩町を廃し、その区域をもって大田
市を設置する旨、鳥根県知事から届出があつたの
で、同条第六項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年十月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年四月八日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四百二十三号
市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、鹿足郡神木村及び同郡
六日市町を廃し、その区域をもって同郡吉賀町
を設置する旨、鳥根県知事から届出があつたので、
同条第六項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年十月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年四月八日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四百二十四号
市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、佐伯郡大野町を廃し、
その区域を廿日市市に編入する旨、広島県知事か
ら届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、
告示する。
右の処分は、平成十七年十一月三日からその効
力を生ずるものとする。
平成十七年四月八日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四百二十五号
市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、佐伯郡湯来町を廃し、
その区域を広島市に編入する旨、広島県知事から
届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、
告示する。
右の処分は、平成十七年四月二十五日からその
効力を生ずるものとする。
平成十七年四月八日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四百二十六号
統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コー
ドを定めた件(昭和四十五年行政管理局告示第四
十四号)の一部を次のように改正し、平成十七年
三月二十二日から適用する。
平成十七年四月八日
総務大臣 麻生 太郎

別表2「33 国土」の項中「301 密陽町」
を「301 新 陰」に、「400 巨陽郡」を「400
巨陽(巨陽郡)」に改める。

総務大臣 麻生 太郎

株券廃止公告
当社は、平成十七年四月十二日開催の臨時株主総会において、株券を発行しない旨の定款の規定を設ける決議をしたので、当社の株券は平成十七年五月六日において無効となります。

代表取締役 ソーレン セリグダー
株券廃止公告
当社は、平成十七年三月二十三日開催の定時株主総会において、株券を発行しない旨の定款の規定を設ける決議をしましたので、当社の株券は平成十七年五月十日において無効となります。

代表取締役 富永 太郎
限承認公告
本籍埼玉県北埼玉郡大利根町大字北大葉八〇番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 吉田 彰
右被相続人は平成十七年三月三日死亡し、その相続人は平成十七年四月七日さいたま家庭裁判所久喜出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出を請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

被相続人 亡 万代 巖
右被相続人は平成十七年一月十三日死亡し、その相続人は平成十七年三月二十九日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出を請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

被相続人 亡 万代 巖
本籍兵庫県西宮市石劔町一三〇番地、最後の住所兵庫県西宮市石劔町一四番一〇号

東京都区港区高輪二丁目一四番七六〇二号
相続財産管理人 万代 佳子
基準日設定公告
当社は、平成十七年五月二十六日開催予定の臨時株主総会における議決権行使すべき株主を確定するため、平成十七年五月六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載された株主をもって、議決権行使すべき株主といたします。

新株式割当日公告
当社は平成十七年四月十一日開催の取締役会の決議により、きたる平成十七年六月七日に発行する新株式の引受権を、平成十七年五月十日午後十二時現在の株主名簿に記載のある株主に与えることとしましたので、公告いたします。

代表取締役社長 水谷 九郎
愛知県豊橋市白河町一〇〇番地
サトラ住宅株式会社

代表取締役 長崎 正明
株式会社ジオテク
株式名義書換停止公告
新株式割当日株主確定のため、平成十七年五月十一日より平成十七年五月二十二日まで、株式の名義書換等株主名簿の記載事項の変更を停止いたします。

代表取締役 長崎 正明
株式会社ジオテク
訂正公告
平成十七年四月七日掲載の日本弁護士連合会に係る日本弁護士連合会平成十七年度役員就任公告中、副会長 青山 學(山田脚)とあるは「山田脚」の、理事 小川 宏嗣(山田脚)とあるは「山田脚」の、理事 入谷 正章(山田脚)とあるは「山田脚」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

代表取締役 長崎 正明
株式会社ジオテク
取消公告
平成十七年二月一日掲載の株式会社松葉屋に係る新設分割に伴う異議申述の公告は取消します。

代表取締役 長崎 正明
株式会社ジオテク
正誤
ページ段 行 誤 正
平成十七年四月一日(号外第七十三号)公布政令第百十九号(地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令)

同日(同号外)公布内閣府令第四十二号(特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令)

同日(同号外)公布内閣府令第五十三号(地域再生法施行規則)

同日(同号外)内閣府告示第三十五号(租税特別措置法施行令第五号の十第二項第一号及び第二十八号の四第二項第一号の規定に基づき内閣府令大臣が指定する区域を定めた件)

同日(同号外)公布内閣府令第四十二号(特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令)

同日(同号外)公布内閣府令第五十三号(地域再生法施行規則)

同日(同号外)内閣府告示第三十五号(租税特別措置法施行令第五号の十第二項第一号及び第二十八号の四第二項第一号の規定に基づき内閣府令大臣が指定する区域を定めた件)

同日(同号外)公布内閣府令第四十二号(特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令)

同日(同号外)公布内閣府令第五十三号(地域再生法施行規則)

同日(同号外)内閣府告示第三十五号(租税特別措置法施行令第五号の十第二項第一号及び第二十八号の四第二項第一号の規定に基づき内閣府令大臣が指定する区域を定めた件)

同日(同号外)公布内閣府令第四十二号(特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令)

同日(同号外)公布内閣府令第五十三号(地域再生法施行規則)

同日(同号外)公布内閣府令第四十二号(特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令)

同日(同号外)公布内閣府令第五十三号(地域再生法施行規則)

同日(同号外)内閣府告示第三十五号(租税特別措置法施行令第五号の十第二項第一号及び第二十八号の四第二項第一号の規定に基づき内閣府令大臣が指定する区域を定めた件)

同日(同号外)公布内閣府令第四十二号(特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令)

同日(同号外)公布内閣府令第五十三号(地域再生法施行規則)

同日(同号外)内閣府告示第三十五号(租税特別措置法施行令第五号の十第二項第一号及び第二十八号の四第二項第一号の規定に基づき内閣府令大臣が指定する区域を定めた件)

同日(同号外)公布内閣府令第四十二号(特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令)

同日(同号外)公布内閣府令第五十三号(地域再生法施行規則)

同日(同号外)公布内閣府令第四十二号(特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令)

同日(同号外)公布内閣府令第五十三号(地域再生法施行規則)

同日(同号外)内閣府告示第三十五号(租税特別措置法施行令第五号の十第二項第一号及び第二十八号の四第二項第一号の規定に基づき内閣府令大臣が指定する区域を定めた件)

同日(同号外)公布内閣府令第四十二号(特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令)

同日(同号外)公布内閣府令第五十三号(地域再生法施行規則)

同日(同号外)内閣府告示第三十五号(租税特別措置法施行令第五号の十第二項第一号及び第二十八号の四第二項第一号の規定に基づき内閣府令大臣が指定する区域を定めた件)

同日(同号外)公布内閣府令第四十二号(特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令)

同日(同号外)公布内閣府令第五十三号(地域再生法施行規則)

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可
号外 四月二十日付第八八号一六
資料第二四一三三〇一六六
ページ・同日付政府調達第七〇号二二ページ
所 東京都港区虎ノ門二丁目
電話 03 5871 294
本号一部 一三六四本号 一三〇〇本